

第五〇類

五〇〇四・〇〇

五〇〇五・〇〇

絹及び絹織物

絹糸（絹紡糸、絹紡紬糸及び小売用にしたものを除く。）

絹紡糸及び絹紡紬糸（小売用にしたものを除く。）

五〇〇六・〇〇のうち

絹糸、絹紡糸及び絹紡紬糸（小売用にしたものに限る。）並びに天然てぐす

絹糸、絹紡糸及び絹紡紬糸

第五〇・〇四項に該当する材料以外の材料からの生産

化学品（第二八類から第三九類に該当する物品で、紡織用繊維の生産の用に供するものをいう。以下同じ。）、第四七・〇一項から第四七・〇六項まで若しくは第五〇・〇一項に該当する材料、紡織用天然繊維（生糸を除く。）、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くず（紡織用繊維の短繊維及びくずにあつては、カード又はコームしてないものに限る。）からの生産

化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項まで若しくは第五〇・〇一項に該当する材料、紡織用天然繊維（生糸を除く。）、人造繊維

<p>五〇・〇七</p>	<p>絹織物</p>	<p>の短繊維又は紡織用繊維くず（紡織用繊維の短繊維及びくずにあつては、カード又はコームしてないものに限る。）からの生産 化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項まで若しくは第五〇・〇一項に該当する材料、紡織用天然繊維（生糸を除く。）、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産</p>
<p>第五一類 五一・〇五 五一〇五・二九のうち</p>	<p>羊毛、織獣毛、粗獣毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物 羊毛、織獣毛及び粗獣毛（カードし又はコームしたもの（小塊状のコームした羊毛を含む。）に限る。） 羊毛のトップその他の羊毛（コームしたものに限る。） その他のもの ロービング</p>	<p>第五一・〇五項に該当する材料以外の材料からの生産</p>

<p>五一〇五・三一のうち</p>	<p>織獣毛（カードし又はコムしたものに限る。） カシミアやぎのもの ロービング</p>	<p>第五一・〇五項に該当する材料以外の材料からの生産</p>
<p>五一〇五・三九のうち</p>	<p>その他のもの ロービング</p>	<p>第五一・〇五項に該当する材料以外の材料からの生産</p>
<p>五一〇五・四〇のうち</p>	<p>粗獣毛（カードし又はコムしたものに限る。） ロービング</p>	<p>第五一・〇五項に該当する材料以外の材料からの生産</p>
<p>五一・〇六</p>	<p>紡毛糸（羊毛製のものに限るものとし、小売用にしたものを除く。）</p>	<p>第七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くず（紡織用繊維の短繊維及びくずにあつては、カード又はコムしてないものに限る。）からの生産</p>
<p>五一・〇七</p>	<p>梳毛糸（羊毛製のものに限るものとし、小売用にしたものを除く。）</p>	<p>化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維</p>

五一・〇八

紡毛糸及び梳毛糸（織獣毛製のものに限るものと
し、小売用にしたものを除く。）

五一・〇九

羊毛製又は織獣毛製の糸（小売用にしたものに限
る。）

五一〇・〇〇

粗獣毛製又は馬毛製の糸（馬毛をしん糸に使用した
ジンプヤーンを含むものとし、小売用にしたもの

維又は紡織用繊維くず（紡織用織
維の短繊維及びくずにあつては、
カード又はコームしてないものに
限る。）からの生産

化学品、第四七・〇一項から第四
七・〇六項までに該当する材料、
紡織用天然繊維、人造繊維の短織
維又は紡織用繊維くず（紡織用織
維の短繊維及びくずにあつては、
カード又はコームしてないものに
限る。）からの生産

化学品、第四七・〇一項から第四
七・〇六項までに該当する材料、
粗獣毛製又は馬毛製の糸（馬毛をしん糸に使用した
ジンプヤーンを含むものとし、小売用にしたもの

あるかないかを問わない。

五一・一一

紡毛織物（羊毛製又は織獣毛製のものに限る。）

絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの（絹ノイルその他の絹のくずを含む。以下この類において同じ。）

その他のもの

五一・一二

梳毛織物（羊毛製又は織獣毛製のものに限る。）

絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの

紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くず（紡織用繊維の短繊維及びくずにあつては、カード又はコムしてないものに限る。）からの生産

化学品、第四七・〇一項から第四

七・〇六項まで若しくは第五〇・

〇一項に該当する材料、紡織用天然繊維（生糸を除く。）、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産

化学品、第四七・〇一項から第四

七・〇六項までに該当する材料、

紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産

化学品、第四七・〇一項から第四

七・〇六項まで若しくは第五〇・

〇一項までに該当する材料、紡織

<p>五一・三・〇〇</p>	<p>第五二類 五二・〇四</p>
<p>その他のもの</p> <p>毛織物（粗獣毛製又は馬毛製のものに限る。）</p>	<p>綿及び綿織物 綿製の縫糸（小売用にしたものではないかを問わない。）</p>
<p>用天然繊維（生糸を除く。）、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産</p> <p>化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産</p> <p>化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産</p>	<p>化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くず（紡織用繊維の短繊維及びくずにあつては、カード又はコムしてないものに限る。）からの生産</p>

五二・〇五

綿糸（綿の重量が全重量の八五%以上のものに限るものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。）

化学品、第四七・〇一項から第四

七・〇六項までに該当する材料、

紡織用天然繊維、人造繊維の短織

維又は紡織用纖維くず（紡織用織

維の短織維及びくずにあつては、

カード又はコームしてないものに

限る。）からの生産

化学品、第四七・〇一項から第四

七・〇六項までに該当する材料、

紡織用天然繊維、人造繊維の短織

維又は紡織用纖維くず（紡織用織

維の短織維及びくずにあつては、

カード又はコームしてないものに

限る。）からの生産

化学品、第四七・〇一項から第四

七・〇六項までに該当する材料、

紡織用天然繊維、人造繊維の短織

維又は紡織用纖維くず（紡織用織

維の短織維及びくずにあつては、

カード又はコームしてないものに

五二・〇六

綿糸（綿の重量が全重量の八五%未満のものに限るものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。）

五二・〇七

綿糸（小売用にしたものに限るものとし、縫糸を除く。）

五二・〇八

綿織物（綿の重量が全重量の八五%以上で、重量が一平方メートルにつき二〇〇グラム以下のものに限る。）

ろうけつ染めしたもの（手工業によりろうけつ染めしたものであることが、原産国の政府又は政府代行機関により証明されているものに限る。）

その他のもの

限る。）からの生産

生機からの生産

化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産

生機からの生産

化学品、第四七・〇一項から第四

五二・〇九

綿織物（綿の重量が全重量の八五%以上で、重量が一平方メートルにつき二〇〇グラムを超えるものに限る。）

ろうけつ染めしたもの（手工業によりろうけつ染めしたものであることが、原産国の政府又は政府代行機関により証明されているものに限る。）

その他のもの

五二・一〇

綿織物（綿の重量が全重量の八五%未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が人造繊維のものうち、重量が一平方メートルにつき二〇〇グラム以下のものに限る。）

ろうけつ染めしたもの（手工業によりろうけつ染めしたものであることが、原産国の政府又は政府代行機関により証明されているものに限る。）

その他のもの

五二・一一

綿織物（綿の重量が全重量の八五%未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が人造繊維のものうち、重量が一平方メートルにつき二〇〇グラムを超えるものに限る。）

ろうけつ染めしたもの（手工業によりろうけつ

七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産

生機からの生産

化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産

生機からの生産

<p>第五三類 五三・〇五</p>	<p>五二・一二</p>
<p>その他の植物性紡織用繊維及びその織物並びに紙糸及びその織物 ココヤシ、アバカ（マニラ麻又はムサ・テクステイ</p>	<p>染めたものであることが、原産国の政府又は政府代行機関により証明されているものに限る。） その他のもの その他の綿織物 ろうけつ染めたもの（手工業によりろうけつ染めたものであることが、原産国の政府又は政府代行機関により証明されているものに限る。） その他のもの</p>
	<p>化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産 生機からの生産 化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産</p>

<p>五三〇五・九〇のうち</p>	<p>リス)、ラミーその他の植物性紡織用繊維(他の項に該当するもの及び精紡したものを除く。)並びにそのトウ、ノイル及びびくず(糸くず及び反毛した繊維を含む。)</p>	<p>その他のもの ラミー(精練したものに限る。)</p>	<p>第五三・〇五項に該当する材料以外の材料からの生産</p>
<p>五三・〇六</p>	<p>亜麻糸</p>	<p>亜麻糸</p>	<p>化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、</p>
<p>五三・〇七</p>	<p>第五三・〇三項のジュートその他の紡織用鞣皮纖維<small>じん</small>の糸</p>	<p>第五三・〇三項のジュートその他の紡織用鞣皮纖維<small>じん</small>の糸</p>	<p>繊維又は紡織用繊維くず(紡織用繊維の短繊維及びびくずにあつては、カード又はコムしてないものに限る。)からの生産</p>
<p>五三・〇八</p>	<p>その他の植物性紡織用繊維の糸及び紙糸</p>	<p>その他の植物性紡織用繊維の糸及び紙糸</p>	<p>第五三・〇七項に該当する材料以外の材料からの生産</p>
<p>五三〇八・一〇</p>	<p>コイヤヤーン</p>	<p>コイヤヤーン</p>	<p>第五三・〇八項に該当する材料以外の材料からの生産</p>
<p>五三〇八・二〇</p>	<p>大麻糸</p>	<p>大麻糸</p>	<p>化学品、第四七・〇一項から第四</p>

五三〇八・九〇

五三・〇九

その他のもの

紙糸

その他のもの

亜麻織物

七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くず（紡織用繊維の短繊維及びくずにあつては、カード又はコームしてないものに限る。）からの生産

第五三・〇八項に該当する材料以外の材料からの生産

化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くず（紡織用繊維の短繊維及びくずにあつては、カード又はコームしてないものに限る。）からの生産

化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産

<p>五三・一〇 五三一・〇〇</p>	<p>第五三・〇三項のジュートその他の紡織用^{じん}皮纖維の織物 その他の植物性紡織用纖維の織物及び紙系の織物</p>	<p>化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然纖維、人造纖維の短纖維又は紡織用纖維くずからの生産 紙、化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然纖維、人造纖維の短纖維又は紡織用纖維くずからの生産</p>
<p>第五四類 第五四類のうち</p>	<p>人造纖維の長纖維及びその織物 人造纖維の長纖維及びその織物（第五四・〇四項から第五四・〇六項までに該当する物品を除く。） 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの（絹ノイルその他の絹のくずを含む。以下この類において同じ。）</p>	<p>化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項まで若しくは第五〇・〇一項に該当する材料、紡織用天然纖維（生糸を除く）、人造纖維の短纖維又は紡織用纖維くず（織用纖維の短纖維及びくずにあつては、カード又はコームしてないも</p>

その他のもの

五四・〇四

合成繊維の単繊維（六七デシテックス以上のもので、横断面の最大寸法が一ミリメートル以下のものに限る。）及び合成繊維材料のストリップその他これに類する物品（例えば、人造ストロー。見掛け幅が五ミリメートル以下のものに限る。）

五四〇五・〇〇

再生繊維又は半合成繊維の単繊維（六七デシテックス以上のもので、横断面の最大寸法が一ミリメートル以下のものに限る。）及び再生繊維又は半合成繊維の材料のストリップその他これに類する物品（例えば、人造ストロー。見掛け幅が五ミリメートル以下

のに限る。）からの生産

化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維（紡織用繊維の短繊維及びくずにあつては、カード又はコムしてないものに限る。）からの生産

化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維（紡織用繊維の短繊維及びくずにあつては、カード又はコムしてないものに限る。）からの生産

化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維（紡織用繊維の短繊維及びくずにあつては、

<p>五四・〇六</p>	<p>のものに限る。)</p> <p>人造繊維の長繊維の糸（小売用にしたものに限るものとし、縫糸を除く。）</p>	<p>カード又はコームしてないものに限る。からの生産</p> <p>化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くず（紡織用繊維の短繊維及びくずにあつては、カード又はコームしてないものに限る。からの生産</p>
<p>第五五類 五五・〇一</p> <p>五五〇二・〇〇</p> <p>五五・〇三</p>	<p>人造繊維の短繊維及びその織物 合成繊維の長繊維のトウ</p> <p>再生繊維又は半合成繊維の長繊維のトウ</p> <p>合成繊維の短繊維（カード、コームその他の紡績準備の処理をしたものを除く。）</p>	<p>化学品又は第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料からの生産</p> <p>化学品又は第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料からの生産</p> <p>化学品又は第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料からの生産</p>

五五・〇四	再生繊維又は半合成繊維の短繊維（カード、コームその他の紡績準備の処理をしたものを除く。）	化学品又は第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料からの生産
五五・〇五	人造繊維のくず（ノイル、糸くず及び反毛した繊維を含む。）	第五五・〇五項に該当する材料以外の材料からの生産
五五〇五・一〇	合成繊維のもの	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、
五五・〇六	合成繊維の短繊維（カード、コームその他の紡績準備の処理をしたものに限る。）	紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くず（紡織用繊維の短繊維及びくずにあつては、カード又はコームしてないものに限る。）からの生産
五五〇七・〇〇	再生繊維又は半合成繊維の短繊維（カード、コームその他の紡績準備の処理をしたものに限る。）	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くず（紡織用繊維の短繊維及びくずにあつては、カード又はコームしてないもの

五五・〇八

縫糸（人造繊維の短繊維のものに限るものとし、小売用にしたものであるかないかを問わない。）

限る。）からの生産

五五・〇九

合成繊維の紡績糸（縫糸及び小売用にしたものを除く。）

化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くず（紡織用繊維の短繊維及びくずにあつては、カード又はコムしてないものに限る。）からの生産

五五・一〇

再生繊維又は半合成繊維の紡績糸（縫糸及び小売用にしたものを除く。）

化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くず（紡織用繊維の短繊維及びくずにあつては、

五五・一一

人造繊維の紡績糸（小売用にしたものに限るものと
し、縫糸を除く。）

五五・一二

合成繊維の短繊維の織物（合成繊維の短繊維の重量
が全重量の八五%以上のものに限る。）

絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの（絹ノ
イルその他の絹のくずを含む。以下この類にお
いて同じ。）

その他のもの

カード又はコムしてないものに
限る。）からの生産

化学品、第四七・〇一項から第四
七・〇六項までに該当する材料、
紡織用天然繊維、人造繊維の短織
維又は紡織用繊維くず（紡織用織
維の短繊維及びくずにあつては、
カード又はコムしてないものに
限る。）からの生産

化学品、第四七・〇一項から第四
七・〇六項まで若しくは第五〇・
〇一項に該当する材料、紡織用天
然繊維（生糸を除く。）、人造繊維
の短繊維又は紡織用繊維くずから
の生産
化学品、第四七・〇一項から第四
七・〇六項までに該当する材料、
紡織用天然繊維、人造繊維の短織

五五・一三

合成繊維の短繊維の織物（合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五%未満のものうち、混用繊維の全部又は大部分が綿のもので、重量が一平方メートルにつき一七〇グラム以下のものに限る。）

絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの

その他のもの

五五・一四

合成繊維の短繊維の織物（合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五%未満のものうち、混用繊維の全部又は大部分が綿のもので、重量が一平方メートルにつき一七〇グラムを超えるものに限る。）

絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの

維又は紡織用繊維くずからの生産

化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項まで若しくは第五〇・〇一項に該当する材料、紡織用天然繊維（生糸を除く。）、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産

化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産

化学品、第四七・〇一項から第四

五五・一五

その他のもの

合成繊維の短繊維のその他の織物
絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの

その他のもの

七・〇六項まで若しくは第五〇・
〇一項に該当する材料、紡織用天
然繊維（生糸を除く）、人造繊維
の短繊維又は紡織用繊維くずから
の生産

化学品、第四七・〇一項から第四
七・〇六項まで若しくは第五〇・
〇一項に該当する材料、紡織用天
然繊維（生糸を除く）、人造繊維
の短繊維又は紡織用繊維くずから
の生産

化学品、第四七・〇一項から第四
七・〇六項までに該当する材料、
紡織用天然繊維、人造繊維の短織
維又は紡織用繊維くずからの生産

<p>五五・一六</p>	<p>再生繊維又は半合成繊維の短繊維の織物 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの</p> <p>その他のもの</p>	<p>化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項まで若しくは第五〇・〇一項に該当する材料、紡織用天然繊維（生糸を除く）、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産</p> <p>化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産</p>
<p>第五六類 五六・〇一のうち</p>	<p>ウオツディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、綱及びケーブル並びにこれらの製品 紡織用繊維のウオツディング及びその製品並びに長さが五ミリメートル以下の紡織用繊維（フロツク）、紡織用繊維のダスト及びミルネツプ ミルネツプ以外のもの</p>	<p>化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維</p>

五六・〇二

フェルト（染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものであるかないかを問わない。）

維又は紡織用繊維くず（紡織用繊維の短繊維及びくずにあつては、カード又はコムしてないものに限る。）からの生産

五六・〇三

不織布（染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものであるかないかを問わない。）

芳香族ポリアミド繊維製のもの（電気絶縁用のものに限る。）
その他のもの

化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くず（紡織用繊維の短繊維及びくずにあつては、カード又はコムしてないものに限る。）からの生産

第五六・〇三項に該当する材料以外の材料からの生産
化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くず（紡織用繊維の短繊維及びくずにあつては、

五六・〇四

ゴム糸及びゴムひも（紡織用繊維で被覆したものに
限る。）並びに紡織用繊維の糸及び第五四・〇四項又
は第五四・〇五項のストリップその他これに類する
物品（ゴム又はプラスチックを染み込ませ、塗布し
又は被覆したものに限る。）

五六〇四・一〇

ゴム糸及びゴムひも（紡織用繊維で被覆したものに
限る。）

五六〇四・二〇

強力糸（ナイロンその他のポリアミド、ポリエス
テル又はビスコースレーヨンのもので、染み込ま
せ又は塗布したものに限る。）

ゴムを染み込ませ又は塗布したもの

その他のもの

カード又はコムしてないものに
限る。）からの生産

第五六・〇四項に該当する材料以
外の材料からの生産

第五六・〇四項に該当する材料以
外の材料からの生産

化学品、第四七・〇一項から第四

七・〇六項までに該当する材料、

紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維

又は紡織用繊維くず（紡織用繊維

の短繊維及びくずにあつては、

カード又はコムしてないものに

五六〇四・九〇

その他のもの

ゴムを染み込ませ、塗布し又は被覆したもの

その他のもの

五六〇五・〇〇

金属を交えた糸（紡織用繊維の糸及び第五四・〇四項又は第五四・〇五項のストリップその他これに類する物品で、糸状、ストリップ状又は粉状の金属と結合したもの及び金属で被覆したものに限るものとし、ジンプヤーンであるかないかを問わない。）

五六〇六・〇〇

ジンプヤーン（第五四・〇四項又は第五四・〇五項のストリップその他これに類する物品をしんに使用

限る。）からの生産

第五六・〇四項に該当する材料以外の材料からの生産

化学品、第四七・〇一項から第四

七・〇六項までに該当する材料、

紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維

又は紡織用繊維（紡織用繊維の短繊維及びくずにあつては、

カード又はコームしてないものに限る。）からの生産

化学品、第四七・〇一項から第四

七・〇六項までに該当する材料、

紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維

又は紡織用繊維（紡織用繊維の短繊維及びくずにあつては、

カード又はコームしてないものに限る。）からの生産

化学品、第四七・〇一項から第四

七・〇六項までに該当する材料、

紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維

又は紡織用繊維（紡織用繊維の短繊維及びくずにあつては、

カード又はコームしてないものに限る。）からの生産

化学品、第四七・〇一項から第四

七・〇六項までに該当する材料、

五六・〇七

したものを含むものとし、第五六・〇五項のもの及び馬毛をしん糸に使用したジンプヤーンを除く。)、シエニールヤーン(フロックシエニールヤーンを含む)及びループウェールヤーン
ひも、綱及びケーブル(組んであるかないか又はゴム若しくはプラスチックを染み込ませ、塗布し若しくは被覆したものであるかないかを問わない。)

第五三・〇三項のジュートその他の紡織用鞣皮^{じん}繊維製のもの
その他のもの

五六・〇八

結び網地(ひも又は綱から製造したものに限り)及び漁網その他の網(製品にしたもので、紡織用繊維製のものに限る。)

紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産

第五六・〇七項に該当する材料以外の材料からの生産

化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くず(紡織用繊維の短繊維及びくずにあつては、カード又はコームしてないものに限る。からの生産

化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する材料、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの生産